

令和8年度  
学童クラブ

# 入所のしおり



飯一小  
どろんこ  
クラブ

飯一小  
あおぞら  
クラブ

飯一小  
おひさま  
クラブ

双柳  
きのこ  
クラブ

双柳  
たけの子  
クラブ

南高麗  
たぶっこ  
クラブ

双柳  
どんぐり  
クラブ

原市場  
かたくり  
クラブ

原市場  
かたくり  
クラブ  
第2



# 一般社団法人 飯能市学童クラブの会の学童クラブ

飯能第一小

飯一小  
どろんこ  
クラブ

中山・八幡町・柳町

山手町13-8

042-974-2939

doronko138.gakudou@gmail.com

080-9045-3790

飯一小  
あおぞら  
クラブ

飯能・稻荷町・南町

山手町13-14

042-971-4137

aozora4137@ap.wakwak.com

080-9045-3791

飯一小  
にじいろ  
クラブ

山手町・本町・永田・永田台

山手町13-8

042-978-8300

nijiiro\_c0717@ybb.ne.jp

080-9045-3787

飯一小  
おひさま  
クラブ

仲町・原町・大河原・久下

山手町13-14

042-978-6655

ohisama5838@gmail.com

080-5928-5838

双柳  
たけの子  
クラブ

なみかみ・はばたき

双柳1194

042-973-6689

takenokoclub.1194@gmail.com

080-9045-3792

双柳  
きのこ  
クラブ

はりきり・なかよし・新光

双柳1194

042-980-7713

kinoko.3788@wind.ocn.ne.jp

080-9045-3788

双柳  
どんぐり  
クラブ

浅間上・浅間つばさ

双柳1226-6

042-978-8616

donguri.club03@gmail.com

080-6563-8583

原市場  
かたくり  
クラブ

原市場・中藤・唐竹・赤沢

下赤工519-1

042-977-2411

katakuri.club@gmail.com

080-9045-3793

原市場  
かたくり  
クラブ第2

上赤工・下赤工

下赤工442-2

042-978-8280

katakuri.clubdai2@gmail.com

080-1850-4895

原市場小

南高麗  
小

南高麗  
たぶっこ  
クラブ

南高麗小

下直竹1118-1

042-978-6911

minamikoma.tabukko.club@gmail.com

# 「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」

## ってどんなどこ？

一般社団法人飯能市学童クラブの会

代表理事 岩渕 昌司

就学児童が放課後や長期休暇の時、保護者が安心して就労、介護、病気治療等継続して出来るよう、1980年、飯能市に最初の学童保育(公設民営)が開所しました。その後順次学童が増える中、安定した運営を行い、保護者による会計の負担を軽減する為、統一運営組織「飯能市学童クラブの会」が2004年に発足しました。

2019年4月より法人化し「一般社団法人飯能市学童クラブの会」となりましたが、以前からの方針や方向性は変えずに、こどもたちのことを一番に考え、寄り添って保育にあたっています。また、保護者の皆様方との信頼関係を大切にし、学童が第2の家庭と思っていただけるような環境作りに努めています。

その現場を預かる職員もこどもたちの生活の場を充実し、保護者の子育てを支援できるように、日々の情報共有や保育実践の検討を通して互いに研鑽を重ね、研修に積極的に参加してスキルアップに努めています。

現在、4つの小学校の10学童で、連携・協力して運営しています。統一運営をするにあたって、専従の事務職員を雇用していますので、保護者の皆様方の会計業務の負担はありません。また、運営に係わる会議も理事会で協議する為、保護者の皆様方の運営会議に対する負担もありません。この運営に関わる役員の理事・社員には、現役の保護者・OB、保護者・OG、保護者・職員が担っておりますが、直接役員に

意見・要望を伝える機会が少ないかと思いますので、皆様の保護者会や役員会に理事が出向きますのでお聞かせください。

また、役員になって運営に携わって頂ける方がいらっしゃれば幸いです。

各学童に保護者会があります。最近は、対面で行われる機会が増えてきました。オンラインに慣れて多少の抵抗があるかもしれません、直接会って話することで、こどもたちの生活環境改善のための話し合いにたくさんの提案が出たり、個人的な悩み事や相談にも多くの時間を費やすことができるようになりました。ぜひ参加してみてください。

保育料に関しても、一人親家庭や兄弟で通う児童を対象に減額措置を行っています。その他行事費や昼食作り費の一部負担などを行っています。

最後に、皆様方のご意見や要望を受ける窓口を事務局と各学童に設けています。ご意見箱もありますので、必要の際はご利用ください。



# ようこそ！学童へ

## こどもも仕事も大事だから

学童保育は、昼間働いている保護者が安心して働き続けたい、こどもに安心で安全な放課後を過ごしてほしいという思いから生まれました。

働きながらの子育ては、喜びもたくさんある反面、時には、いろいろな悩みや不安で心が揺れ動くことがあります。慣れ親しんだ保育園・幼稚園から、いきなり4月には「小学校」と「学童」という新しい環境に飛び込んでいくわけですから、こどもにとっても、保護者にとってもわからないことが多く、慣れない生活に戸惑うこともあります。

学童保育は働きながら子育てをする保護者の集まりです。年に数回行われる保護者会で先輩保護者と子育ての悩みを語り合ったり、こどもたちとの行事を企画し楽しんだり、保護者にとってもほっと一息つける、安心できるような学童でありたいと思っています。

## はじめまして！はじめはみんなドキドキ

初めて登所してくる子は、場所にも人にも慣れていない状態です。指導員は学童での生活のルールを伝えますが、できるだけこどもたちが緊張しないで生活ができるように声をかけたり、見守ったりしています。

1年生から6年生まで通う学童では異年齢のこどもたちの関係も生まれます。  
1年生にとって上級生は憧れの存在にもなりますが、少し怖い存在になるときもあります。  
上級生にとっても、1年生とどのように接しているか、1年生が何をしたいのか、わからないところからのスタートになります。すっかりお兄さんお姉さんになった上級生も実は、結構ドキドキしながら1年生を迎えているのです。

## トラブルも育ちの種

お互いに探りながら関わり合うのでトラブルになることもあります。その時は指導員が間に入り、お互いの気持ちを聞き取ったり、相手に伝えたりして、つながりをつくるように対応します。うまくいったり、いかなかったり、こども集団の中で様々なできごとを経験しながら、こどもたちは成長していきます。「いろいろあっても大丈夫」そんなふうに思えるようにこどもたちの生活をつくっていきます。

こどもたちの様子は、お迎えのときやおたよりでお伝えしています。もし、こどもが「学童に行きたくない…」なんてこぼしたら、そのときにはご遠慮なく指導員にご相談ください。

## 一緒につくっていく学童の生活

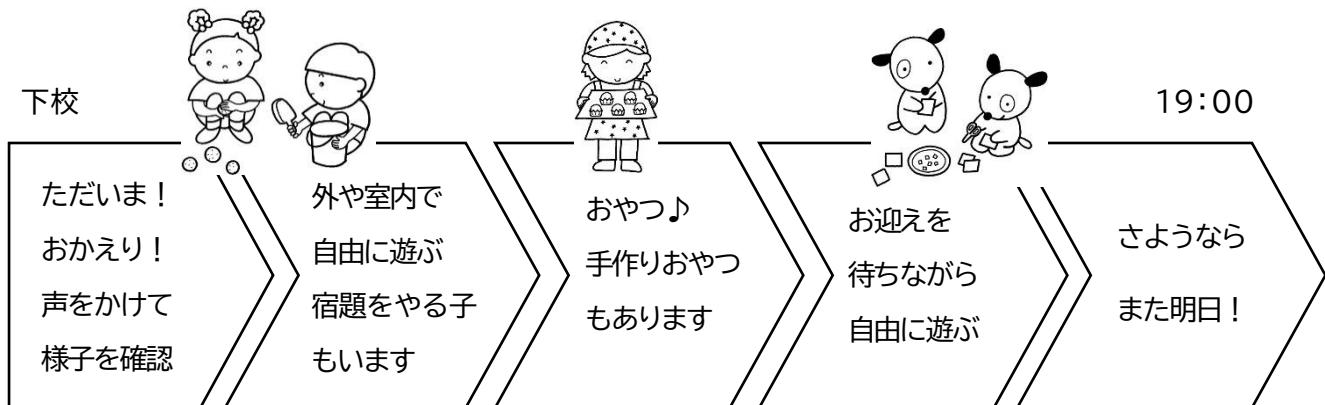
指導員は今後6年間保護者の皆さんを支えていくことはもちろんですが、一緒に子育てを考えしていく仲間になりたいと思っています。学校の事、子育ての事、なんでも気軽に伝えてください。トラブルがあってもお互いに責め合うではなく、一緒にどう解決していくか考えていきましょう。

年々学童保育のニーズは高まっており、理解も進んでいます。つくり始めたころから比べたら、現在は制度も充実してきています。それでもまだ、整備が追い付かず、こどもたちの生活で不便を感じることもあるかと思います。そういうこともご遠慮なく伝えていただきたいと思っています。一緒に力を合わせて学童の生活をより充実したものになるようにしていきましょう。

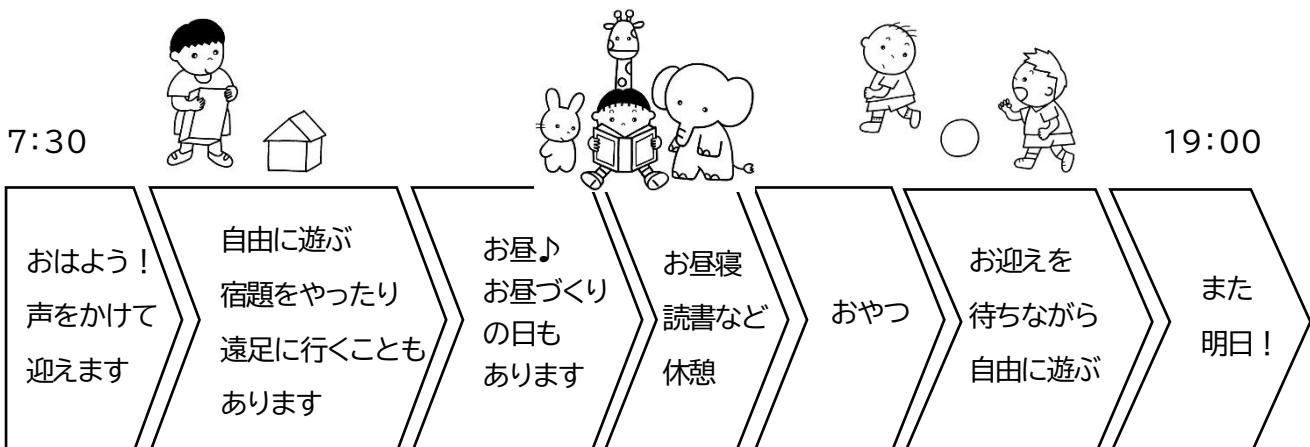
2014年制度改正により、それまでの「指導員」という呼び名が「放課後児童支援員（略：支援員）」に変わりました。  
したがって原則は「支援員」と表記すべきところですが、このしおりでは長年使われてきた「指導員」を使用しています。  
(こどもたちもまだまだ「しどういーん！」と呼ぶことが多いです)  
このしおりの中では「指導員」＝「支援員」です。

# 学童クラブでの生活

## 学校がある放課後



## 学校休業日…毎週土曜日・夏休み・冬休み・春休み・県民の日・開校記念日など



### 学童クラブと遊び

学童クラブは児童福祉法で定められた事業、「放課後児童健全育成事業」を行います。放課後児童健全育成事業は現在、条例で定める「設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき運営されています。

その運営指針の中で、事業の目的として、「適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」とされており、遊びはこどもにとって不可欠なものとして位置づけられています。

遊びは、こどもにとって最も自主的な活動です。こどもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他のこどもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたり、とあらゆる工夫をします。児童期のこどもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、こどもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮されるのです。

ですから、学童クラブでは生活の中心に「遊び」があるのです。

指導員はこどもが主体的に遊びに取り組めるように日々関わっています。

CHECK!

## 保護者会 …働きながら子育てをする仲間

保護者会は、こどもが安全で豊かな学童の生活を過ごすために保護者が集う場所です。近年保護者会のない学童もありますが、クラブの会では保護者会があり、年に数回・夜に保育の伝え合いや行事の企画会議を行っています。

日々、お迎えの時やおたよりでこどもの様子をお伝えしますが、保護者会ではより広くこどもの様子や生活を知ることができます。保護者会でこどもたちの生活を聞いたり話したりするうちに、だんだん顔見知りが増えていきます。こどもを通して保護者同士がつながっていくこともあるでしょう。新しい環境に飛び込むことは、こどもも保護者も緊張するものです。保護者会に集まった保護者は「仕事をしながら子育てをする仲間」です。慣れるまではゆっくりでもかまいません。保護者会で子育ての悩みや喜びを語り合いましょう。

また、保護者会では、保護者の皆さんと共にこどもたちが喜ぶ行事を企画します。こどもたちの過ごす施設、環境の改善に向けて話し合うこともあります。こどもたちが安全に、そして安心して過ごせるように環境の改善に向けて、一人ひとりの声を束にして市へ働きかけることもあります。我が子が毎日過ごす学童がより良くなるようにするための第一歩が、こどもたちの日々の生活を知ること、学童保育のことを知ることなのです。

「このところ忙しくて大変だったけど、保護者会に来てよかったです」…そんなふうに思ってもらえるように、こどもたちと共に楽しみながら、保護者会をつくりていきましょう。

## 「日本の学童ほいく」について

飯能市学童クラブの会では、月刊誌「日本の学童ほいく」を全家庭へお届けしています。

「日本の学童ほいく」はこんな雑誌です。

- ・働きながらの子育てに役立つ雑誌です
- ・指導員の実践(生活づくり)に役立つ雑誌です
- ・保護者と指導員の共感をつくるのに役立つ雑誌です
- ・学童保育をよくする活動をすすめるのに役立つ雑誌です
- ・読者である保護者・指導員が自らつくっている雑誌です
- ・全国連協※の機関紙で、日本で唯一の学童保育専門月刊誌です

※全国連協…全国学童保育連絡協議会

「指導員が読むものでは?」とおっしゃる方もいますが、保護者の皆さんも学童保育では主人公のひとりですから、この冊子で学童保育のことを知ってほしい…そんな思いでお届けしています。様々な地域の学童の様子や子育て家庭に役立つ読み物、クイズコーナーやこどもたちのイラストなどの投稿や“学童あるある”的マンガまで幅広く掲載しています。

# 入所にあたって

## 指導員勤務時間

通常時	10:00～19:00
一日保育時	7:30～19:00

## 開所時間

通常保育	月曜日～金曜日 下校時～19:00
特別保育	毎週土曜日・春・夏・冬休み 県民の日 <small>(11月14日)</small> ・開校記念日 学校行事による振替休業日 7:30～19:00

## 休所日

- ・日曜日・祝日
- ・8月14日・8月15日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

## 入所手続き

### ◆入所までの流れ

12/13(土) 入所説明会  
入所申込書類 配布開始  
1/8(木)～1/31(土)  
入所申込書類 申込期間

学童を初めて利用するご家庭は  
1/24(土)、1/31(土)に受付します

\*申込期間以降も隨時受付  
4/1(水) 入所・利用開始

### ◆書類の配布・提出場所

…利用予定の学童クラブ(住所による)

### ◆提出書類

- ① 入所申請書
- ② 就労証明書
- ③ 児童調査書
- ④ 自動払込利用申込書
- \* 上記の他、必要な場合  
…減額申請書、住民票、送迎依頼書など

### ◆おねがいと諸注意

- ① 新しく入所することの受け入れは原則として4月1日からとなります。  
3月末日までは保育園・幼稚園をご利用ください。
- ② 障がいのある子、アレルギー等特別な配慮が必要な子は、入所前に各学童クラブの指導員にご相談ください。
- ③ 保育中のケガや事故等に備え、学童保育事業保険(傷害・賠償責任)に加入します。  
入所申請書の加入の同意欄にご署名をお願いします。

## 保育料の支払い方法

- ◆ ゆうちょ銀行からの自動口座振替です。
- ◆ 口座振替日は毎月5日です。  
(5日が土日祝日の場合は翌営業日)  
再振替は15日です。
- ◆ 振替手数料が10円かかります。
- ◆ 保育料の徴収時期は次ページのとおりです。
- ◆ 入所時・春夏冬休み後・新年度の他、特別保育料が加算される月については通知書で金額をお知らせします。

## 保育料・入所金

入所金					10,000 円
保育料	区分 学年	金額(月額)			
		共働き	一人親	兄弟上	一人親兄弟上
	1~3 年	11,000 円	7,500 円	7,000 円	4,000 円
	4 年	7,500 円	6,500 円	6,500 円	4,000 円
	5 年	7,000 円	6,000 円	6,000 円	4,000 円
	6 年	6,500 円	5,000 円	5,500 円	4,000 円
	兄弟が同時に3人以上在籍する場合の兄弟上3人目~				
生活保護受給世帯					0 円
特 別 保育料	特別保育時(朝 7:30 からの一日保育)			1 日あたり	100 円
	延長保育料(午後 7 時以降お迎えの場合)			15 分あたり	500 円

※兄弟上 …兄弟が2人以上在籍する場合は、一番下の子以外が対象となります。

【例】共働き・3人在籍 → 6年生 1,000円 4年生 6,500円 1年生 11,000円

※保育料には、おやつ代・教材費等が含まれています。

※上記の他、各学童クラブで定める保護者会費やお昼代があります。金額や徴収方法は各学童クラブでご確認をお願いします。

## 保育料の徴収時期

口座振替日	4月5日	5月5日	6月5日	7月5日	8月5日	9月5日
保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
保 特 育 別 料	土曜日 学校休業日	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
	長期休業分		春休み			
入所金	○					

口座振替日	10月5日	11月5日	12月5日	1月5日	2月5日	3月5日
保育料	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
保 特 育 別 料	土曜日 学校休業日	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
	長期休業分	夏休み			冬休み	
入所金						

## \*学童のこと\*

### 着替え・持ち物

保育中に汗をかいたり、汚れたりすることもあります。着替えをご用意ください。  
着替えや持ち物にはお名前を記入してください。

### 学童をお休みするとき

学童クラブをお休みするときは、学童・学校の両方に連絡をしてください。

### 子どもの送迎

お迎えは、原則保護者が行ってください。  
こどもだけの帰宅は認めていません。  
保育時間内(午後7時まで)にお迎えに来てください。

### 送迎がいつもと異なるとき

お迎えに行く人がいつもと異なるときは、指導員にその旨ご一報ください。  
定期的に外部の方にお迎えを依頼する場合には、送迎依頼確認書を提出してください。

### さくらdays(アプリ)

登降室管理、連絡ツールとして「さくらdays」を利用しています。  
アプリの登録や送迎時の打刻をお願いします。

### 駐車場の利用時

駐車場を利用する際は、一般の通行車両に迷惑をかけないようにお願いします。

### お弁当・昼食

一日保育や給食の無い日は、原則としてお弁当を持たせてください。  
学童でお昼を用意する場合は、事前にお知らせします。

### 書類の提出

書類の提出期限は守ってください。  
特に出欠席に関する書類は、指導員の配置の都合上、提出期限内にご提出をお願いします。  
土曜日保育の申込みは前月の15日までとなります。(15日が休日の場合は前後します)

## \*学校のこと\*

### 学校への連絡

学校に提出する家庭調査表に「学童クラブに通う」ことを記入してください。

### 学童をお休みするとき

学童クラブを休む場合は、学校へ学校の連絡帳に記入して伝えてください。  
一斉下校の時は班長さんにも伝えてください。  
お休みの連絡がなく、学童に登所しなかったときは、安全確認のため保護者に連絡をすることがあります。

### 入学当初のお迎え

1年生は、入学後しばらくの間、学童クラブから指導員が学校へお迎えに行きます。



# 緊急時（地震・風水害）における学童クラブの対応

## 1. 緊急時について

緊急時とは災害や、大地震発生時、不審者等による事件が学童クラブ及び地域で発生した時です。  
緊急時の対応地域は飯能市全域です。

## 2. 連絡方法について

緊急時の対応については可能な限り、メール・電話でご連絡いたします。  
停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合があります。

## 3. 学童クラブの対応及び児童の登所について

緊急時は、保護者または代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。  
緊急時の対応は学校によって異なる場合があります。学童クラブでは下表のとおりとなります。

### A 小学校へ登校後

小学校の対応	学童クラブの対応
一斉下校	10時00分から開所しています。下校時より保育します。
保護者の引取りによる下校	閉所します。

### B 小学校への登校前

小学校の対応	学童クラブの対応
登校時間の変更	前日までに分かっていて指導員対応ができる場合は、午前7時30分より開所します。 小学校の登校時間に合わせて児童をクラブから学校へ送り出します。

### C 小学校が休業になる場合（休校、長期休業等）

状況	学童クラブの対応
大雪、暴風等の気象警報発令時	指導員が出勤でき、安全に保育ができる場合は、別途連絡の上開所します。 交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が生じている場合があります。登所前に学童クラブの状況を確認してください。
大地震発生時	安全が確認できるまで閉所します。
特別警報発令時 (重大事案発生時)	安全が確認できるまで閉所します。

## D 学童クラブへ登所後

状況	学童クラブの対応
大地震発生時	保護者の速やかな引き取りによる帰宅となります。 状況により、各地域の避難所(小学校)に避難します。
特別警報発令時	速やかに命を守る行動を取ります。状況により各クラブに留め置き、 安全確認後に各地域の避難所に避難します。
不審者による事件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。

\*市内にて大規模災害が発生した場合は、子どもの安全を確保するために、基本的に地区の小学校へ避難します。保護者の方は避難先にて子どもの引き取りをお願いします。

## 4、地震等災害発時の避難場所、子どもの引き渡し方法について

災害発生時、指導員が避難誘導にあたり、避難場所にて保護者のお迎えを待ちます。

指定の場所へ直接お迎えに来てください。

防犯上の理由により、緊急時の引き取り順位の記載のある方のみへ子どもを引き渡します。

※保護者との連絡で直接確認が取れた場合のみ、例外とします。

引取りの際、指導員によるお顔の確認が不可能な方の場合、身分証明書等によるご本人確認をさせていただきます。

引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えの時、指導員に必ず声をかけてください。

### 避難場所一覧

第一避難場所にいない場合は第二避難場所にお回りください

第一避難場所	飯一小どろんこクラブ	飯能第一小学校
	飯一小あおぞらクラブ	
	飯一小にじいろクラブ	
	飯一小おひさまクラブ	
	双柳たけの子クラブ	双柳小学校
	双柳きのこクラブ	
	双柳どんぐりクラブ	
	原市場かたくりクラブ	原市場小学校
	原市場かたくりクラブ第2	
第二避難場所		南高麗地区行政センター
		各学童クラブ(安全確認後)

## **学級・学年・学校閉鎖時における学童クラブの対応**

---

### **季節性インフルエンザ等による学級・学年・学校閉鎖**

インフルエンザ等(第5類感染症)による学級閉鎖等の場合、発症していない子どもについて、原則午前7時30分からの受け入れをします。

一日保育料(100円)がかかります。

### **受入体制が整わない場合**

指導員の体制確保ができず受け入れができない場合もあります。

その際はすみやかに保護者へ対応について連絡します。

### **未知の病原体等による感染症流行の場合**

未知の病原体等による感染症流行での学級閉鎖等の場合は、学校や行政と連携を取り、その都度受け入れの判断をいたします。

その際は速やかに保護者へ対応について連絡します。

## 1 学童保育賠償責任保険

### 1.施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

#### 学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

◆認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。

◆学童保育所ごとにお申込みください。

#### この保険の特長

この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等に起因して保険期間中に生じた事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。（日本国外において発生した事故は補償されません）

●被保険者（補償を受けることができる方）は記名被保険者（学童保育所）およびその役員、使用人となります。

●被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

#### ●保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

#### お支払いの対象となる損害

##### 1.施設賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

##### 2.生産物賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

###### (1) 施設上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育所の設備の欠陥や管理の不備による事故に基づく賠償損害

例えば・スベリ台に針が出ていて児童がケガをした。

・戸や棚がたおれて児童がケガをした。

など

###### (2) 業務上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育業務として行われる保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば・ブランコや遊動円木に乱暴に乗っているのを注意しなかったため、転落してケガをした。など

###### (3) 生産物の事故（生産物賠償責任保険）

学童保育で提供した生産物によって生じた賠償損害

例えば・学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他人の食中毒事故に基づく賠償損害

など

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。  
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### ●管理下財物補償（管理下財物損壊等担保特約条項）

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物は対象となりません。

※貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・歎章・徽章・稿本・設計書・ひな型その他これらに類するものは対象となりません。

※自動車の所有・使用・管理に起因する損害は対象となりません。

※管理下財物が、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する財物である場合は、対象となりません。

#### ●人格権侵害補償（人格権侵害担保特約条項）

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限ります。

※広告・宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する損害は対象となりません。

### 補 償 額

契約タイプ	支払限度額		免賃金額※1
	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	
推奨 大型タイプ	対人：1名2億円／1事故5億円 対物：1事故500万円	対人：1名2億円／1事故5億円 (保険期間通算5億円) 対物：1事故500万円 (保険期間通算500万円)	対人・対物とも 1事故につき1,000円
	対人：1名1億円／1事故5億円 対物：1事故200万円	対人：1名1億円／1事故5億円 (保険期間通算5億円) 対物：1事故200万円 (保険期間通算200万円)	対人・対物とも 1事故につき1,000円
上記共通	管理下財物補償※2 1事故 100万円	-	1事故につき1,000円
	人格権侵害補償 1名 50万円 1事故 1,000万円 (保険期間通算 1,000万円)	1事故につき1,000円	

※1 免賃金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいい、免賃金額は被保険者の自己負担となります。

※2 引受保険会社が法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、特約条項により保険金を支払うべき損害の額を含めて、保険証券・加入通知書の「対物賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

### 保 险 料

(1年間・1施設あたり) ※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

契約タイプ	児童数（1施設あたり）	保 险 料
大型タイプ	平均登録児童数 10名まで	7,600円
	平均登録児童数 50名まで	9,680円
	平均登録児童数 100名まで	10,770円
	平均登録児童数 200名まで	12,250円
	平均登録児童数 300名まで	12,920円
基本タイプ	平均登録児童数 10名まで	6,640円
	平均登録児童数 50名まで	8,260円
	平均登録児童数 100名まで	9,170円
	平均登録児童数 200名まで	10,250円
	平均登録児童数 300名まで	10,790円

※平均登録児童数の算出は、2023年4月～2024年3月の1年間の毎月1日時点における児童数の累計人数÷12ヶ月で計算してください。(2023年4月～2024年3月の1年間の算出が難しい場合は2024年2月までの人数で計算してください。) 新設学童保育所の場合は定員数でお申込みください。保険期間の途中で児童数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。（「3. 学童保育児童傷害保険」については、増加人數分の保険料振込が必要となりますのでご注意ください。）また、登録児童が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均登録児童数が実際の平均登録児童数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金が削減される場合がございますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合はP.3をご参照ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 1.施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通

- ・保険契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性またはその作用に起因する損害
- ・汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害
- ・石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性など有害な特性に起因する損害
- ・医療行為等（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務補助者が行ったことに起因する損害
- ・サイバー攻撃

など

### 2.施設賠償責任保険

- ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出に起因する損害
- ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みに起因する損害
- ・施設の新築、修理、改造等の工事に起因する損害
- ・航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ・次の賠償責任（ただし、管理下財物損壊等担保特約条項により補償対象となる財物（管理下財物）については、この規定は適用されません。）
  - ア. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
  - イ. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任

など

### 3.生産物賠償責任保険

- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ・生産物の損壊または使用不能についての賠償責任、回収等の措置を講じるために要した費用を負担したことによる損害

など

### 4.管理下財物補償

- ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する管理下財物に生じた損壊等
- ・仕事の遂行のために使用している間に生じた管理下財物の損壊等
- ・自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊
- ・自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質その他これらに類似の現象
- ・ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ・管理下財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
- ・損壊等が発生した管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）

など

### 5.人格権侵害補償

- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後または反復して行われた不当行為
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

など

### 3 学童保育児童傷害保険

熱中症（日射病、熱射病）、細菌性食中毒等も補償の対象です。

#### 1. 留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険

※詳細は各保険約款によります。

この保険の対象となる方は、ご加入の施設に登録された児童全員（職員を含めることもできます）となります。

#### 学童保育所の管理責任の有無に関わらず保険金が支払われます

- 認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。



#### この保険の特長

- 児童が学童保育所の管理下中（往復途上を含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故による傷害を被った場合に、学童保育所の管理責任や業務責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。
  - 健康保険や生命保険および加害者からの賠償金などとは関係なく保険金をお支払いします。
  - 保険の加入者は学童保育所の責任者といたします。
  - 熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）による死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。
  - 被保険者は学童保育所の登録児童全員といたします。学童保育所の指導員全員（ただし、ボランティアの方は含みません）を含めることができますので、その場合には申込書に明記してください。
- ※学童保育所にて保険の対象となる児童（指導員）の名簿を常に備え付け、保険会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じていただくことが必要です。また、保険金のお支払いに際しては、学童保育所に備え付けの名簿をご提出いただく場合があります。また、保険金請求書等所定の保険金請求書類のほかに学童保育所の代表者等が発行するその施設の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

#### お支払いの対象となる損害

学童保育所の管理下において児童および指導員が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

この保険でいう「学童保育所の管理下」とは次の場合をいいます。

- (1) 学童保育所施設内にいる間
- (2) 学童保育所の行事としての遠足等（学童保育所の指導員が引率するものに限ります。）に参加している間
- (3) 住居（学校・保育園・認定こども園から施設に赴く場合は、その学校・保育園・認定こども園）と学童保育所施設（施設以外の場所で施設の行事が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。）とを合理的な経路および方法により往復している間

<保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をご確認ください。>

## 1口あたりの補償額および保険料

※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

保 险 金 額	年間 1名 1口あたり 保険料
死亡・後遺障害保険金額	119万円
入院保険金日額*	1,500円
通院保険金日額	1,000円
1名あたりの限度口数	3口限度

\*手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）、または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※1児童数は、申込み時点を把握している保険始期日時点の登録児童数にてご加入ください。登録児童数に変更があった場合には、※2をご参照のうえご対応ください。

※2保険期間の途中で登録児童・指導員（指導員を保険の対象となる方に含める場合に限ります。）が増員または減員した場合は、遅延なく取扱代理店または引受け保険会社にご通知ください。増員の場合、故意または重大な過失によって遅延なく通知をしなかったときは、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。増員した場合には、増員分の保険料をお振込みください。また、減員された場合には、減員分の保険料を原則、学童保育所の口座に、お振込みにてお戻しします。（減員された場合には、減員された方の氏名をご通知いただくこととなります。また、減員分のお振込みは7月以降となりますのでご了承ください。）

※3登録児童・指導員（指導員を保険の対象となる方に含める場合に限ります。）の人数が増加した場合で、追加保険料の払込みが相当の期間内にないときは、ご加入を解除することができます。ご加入を解除する場合、保険金額は削減されますのでご注意ください。

## 補償の内容

加入依頼書記載の施設の管理下中\*1の「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者（保険の対象となる方）がケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1施設の管理下中には、往復途上を含みます。

\*2ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒および熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を同じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りります*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。） *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

# MEMO



## **提出書類** 児童1人につき1~5までの1セットが必要です

### 1. 入所申請書

### 2. 就労証明書(父母各1枚)

兄弟が入所する場合には就労証明書は父母各1部の提出で結構です。

**飯能市保育所用就労証明書での代替は行いません。必ずクラブの会様式でのご提出をお願いします。**

### 3. 児童調査書(両面記入)

### 4. 自動払込利用申込書(初回保育料引き落としは4月5日です)

郵便局の「自動払込利用申込書」は訂正する場合、二重線を引き訂正印(届出印)を押すか、新たに書き直してください。**修正液・修正テープは使えません。**

書類の提出が期限を過ぎた場合、4月の保育料の引落しができない場合があります。

### 5. その他の書類(保育料減額申請書・申立書)

「減額申請書」一人親家庭の場合は住民票を添付してください。

兄弟減額の申請の場合には、対象になる上の子ども1人につき1枚提出してください。

(住民票は不要)

「申立書」就学中、疾病、心身障害、看護付添、求職中の場合に記入し、提出してください。

尚、求職中の場合の「申立書」は3ヶ月を期限とし、継続する場合には再提出していただきます。

## **【注意事項】**

### ① 書類提出後に不備があると差し戻しをする場合があります。

特に就労証明書はお勤めの会社に書いていただくため、時間がかかります。期限に間に合わなければ、就労証明書以外の入所書類を期限内に提出し、就労証明書は別途提出してください。

### ② 途中入所も可能です。入所を希望する月の前月1日までに必要書類の提出をお願いします。

## **【書類提出方法】**

書類は各学童クラブにご提出ください。

下記以外平日にも受け付けますが、その場で記載事項を確認しますので、下記の日程でご協力ください。  
尚、平日に各学童に提出する場合には、保育時間を避けて午前中にお願いします。

午前中、職員は会議や研修で留守になる場合があります。事前に電話等でご確認の上お越しください。  
学童の見学を希望する場合は、事前に各学童クラブへ連絡して、日程調整の上お越しください。

**提出日時…1月24日（土）・1月31日（土） 10時～17時**

**最終締め切り…1月31日（土）**

## 記載例

(保護者→学童クラブ→事務局→JC)

※太線の枠内を記入してください。

### 自動払込利用申込書( ( 収 ) ・ ( 加 ) )

ゆうちょ銀行 御中

私は、学童クラブ保育料を下記の総合口座から自動払込の方法によって支払うこととしたいので、依頼します。

種目コード	166	契約種別コード	30	料金等の種類	学童クラブ保育料
払込先 加入者名	一般社団法人 飯能市学童クラブの会	払込先口座番号	10300-83488941		

※ 口座名義人	総合口座	記号 (6桁目がある場合は「の欄」にご記入ください)	番号(右づめでご記入ください)	
		1 0 3 0 0 の	1 2 3 4 5 6 1	
	住 所	〒357-0021 飯能市双柳353-172 トラスティウッド101		
	電話番号	042-972-8490		
	(フリガナ)	ハンノウ タロウ		
	氏 名	飯能 太郎		
児童	1 年	(フリガナ)	ハンノウ ミドリ	
		氏 名	飯能 緑	

払込開始年月	年 月
--------	-----

払込日	5日 (再) 15日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)
-----	-----------------------------

ゆうちょ銀行ご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

自動払込申込書に不備がありましたら、該当箇所に○をつけ、当校へご返送ください。

- 1, 口座記号番号相違 4, 口座なし
- 2, 氏名相違 5, その他( )
- 3, 印鑑相違

[返送先:事務局]

〒357-0021 飯能市双柳353-172

一般社団法人飯能市学童クラブの会

太線枠内を記入して下さい。

- ・通帳に記載された住所を記入します。
- ・記号欄の「の」の下には6桁目がある場合にだけ記入し、ない場合は空欄とします。
- ・番号は右づめで記入します。
- ・印鑑は枠に重ならないように押して下さい。
- ・印鑑を押しなおすときは、印影が重ならないように押して下さい。
- ・修正テープは使わず、契約印で訂正するか、書き直して下さい。